

●香川県告示第100号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱
香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成16年香川県告示第210号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前
<p><u>(公表事項及び公表の方法)</u></p> <p>第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、同表の中欄に掲げる公表事項をそれぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。</p>			<p><u>(公表事項)</u></p> <p>第2条 知事は、公共工事について、次に掲げる事項を公表するものとする。</p>
<p>公共工事又は委託業務</p>	<p>公表事項</p>	<p>閲覧場所</p>	<p>(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項</p> <p>(2) 政令第5条第5項に規定する事項</p> <p>(3) 政令第7条第1項各号に掲げる事項</p> <p>(4) 政令第7条第2項各号に掲げる事項</p> <p>(5) 政令第7条第3項に規定する事項</p> <p>(6) 予定価格（随意契約を行った場合においては当該予定価格が250万円を超えるものに限る。）</p> <p>2 知事は、入札を行う委託業務について、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 指名競争入札を行う場合における指名した者の商号又は名称</p> <p>(2) 入札者の商号又は名称及び入札金額</p> <p>(3) 落札者の商号又は名称及び落札金額</p> <p>(4) 委託業務の名称及び場所</p> <p>(5) 予定価格</p> <p>3 知事は、随意契約を行う委託業務で予定価格が100万円を超えるものについて、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる契約の内容</p> <p>ア 契約の相手方の商号又は名称</p> <p>イ 委託業務の名称及び場所</p> <p>ウ 契約金額</p> <p>(2) 随意契約の相手方の選定理由</p> <p>(3) 予定価格</p>
<p>公共工事</p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項</p> <p>政令第5条第5項に規定する事項</p> <p>政令第7条第1項各号に掲げる事項</p> <p>政令第7条第2項各号に掲げる事項</p> <p>政令第7条第3項に規定する事項</p> <p>予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円</p>	<p>香川県土木部土木監理課（以下「土木監理課」という。）、香川県小豆総合事務所、林業事務所、土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所</p> <p>公表に係る公共工事の予定価格が5,000万円以上のものにあつては土木監理課、5,000万円未満のものにあつては当該公共工事を執行する課等（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第1</p>	<p>(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項</p> <p>(2) 政令第5条第5項に規定する事項</p> <p>(3) 政令第7条第1項各号に掲げる事項</p> <p>(4) 政令第7条第2項各号に掲げる事項</p> <p>(5) 政令第7条第3項に規定する事項</p> <p>(6) 予定価格（随意契約を行った場合においては当該予定価格が250万円を超えるものに限る。）</p> <p>2 知事は、入札を行う委託業務について、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 指名競争入札を行う場合における指名した者の商号又は名称</p> <p>(2) 入札者の商号又は名称及び入札金額</p> <p>(3) 落札者の商号又は名称及び落札金額</p> <p>(4) 委託業務の名称及び場所</p> <p>(5) 予定価格</p> <p>3 知事は、随意契約を行う委託業務で予定価格が100万円を超えるものについて、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる契約の内容</p> <p>ア 契約の相手方の商号又は名称</p> <p>イ 委託業務の名称及び場所</p> <p>ウ 契約金額</p> <p>(2) 随意契約の相手方の選定理由</p> <p>(3) 予定価格</p>

	を超えるものに限る。)	号に規定する課又は同条第2号に規定する所をいう。以下同じ。)
入札による委託業務	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称	公表に係る委託業務の予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が700万円以上のものにあつては土木監理課、700万円未満のものにあつては当該委託業務を執行する課等
	入札者の商号又は名称及び入札金額	
	落札者の商号又は名称及び落札金額	
	委託業務の名称及び場所	
	予定価格	
随意契約による委託業務で予定価格が100万円を超えるもの	契約の相手方の商号又は名称	
	委託業務の名称及び場所	
	契約金額	
	随意契約の相手方の選定理由	
	予定価格	

(公表の方法)

第3条 前条の規定による公表は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める場所に閲覧所を設けて当該公表に係る事項を記載した書類を閲覧に供する方法により行うものとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の公表 香川県土木部土木監理課（以下「土木監理課」という。）、香川県小豆総合事務所、林業事務所、土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所

(2) 前条第1項第4号から第7号までに掲げる事項の公表 当該公表に係る公共工事のうち、設計金額が5,000万円以上のものにあつては土木監理課、設計金額が5,000万円未満のものにあつては当該公共工事を執行する課等（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第1号に規定する課又は同条第2号に規定する所をいう。以下同じ。)

(3) 前条第2項又は第3項の規定による公表 当該公表に係る委託業務のうち、設計金額が700万円以上のものにあつては土木監理課、設計金額が700万円未満のものにあつては当該委託業務を執行する課等

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。